



# 八尾市立志紀小学校 いじめ防止基本方針

- 1. 組織体制**
  - (1) 基本的な考え方
  - (2) いじめ対策委員会
- 2. 具体的な取組み**
  - (1) 未然防止
  - (2) 早期発見
  - (3) 家庭や地域との連携
- 3. 事象が発生した場合の考え方・対応**
  - (1) 基本的な考え方
  - (2) 対応について
  - (3) いじめ解消の定義
- 4. 重大事態への対処について**
- 5. 年間計画**

令和5年4月1日

# 八尾市立志紀小学校 いじめ防止基本方針

## 1. 組織体制

### (1) 基本的な考え方

宣言	わたしたち志紀小学校教職員は、豊かな心を育む教育活動を行い、いじめのない学校づくりを目指します。
----	--

#### いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にあるほかの児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。（いじめ防止対策推進法第2条1項）

※具体的には次のようなものが考えられる。

- ・冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
  - ・仲間はずれ、集団による無視をされる
  - ・軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
  - ・ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
  - ・金品をたかられる
  - ・金品を隠られたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
  - ・嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
  - ・パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる 等
- （文部科学省 いじめの防止等のための基本的な方針 第1の5）

#### いじめに対する基本認識

- いじめはどの子どもにも、どの学校にも起こり得るものである。
- いじめは人権侵害であり、人として決して許される行為ではない。
- いじめは学校、家庭、地域社会などすべての関係者がそれぞれの役割を果たし、一体となって取り組むべき問題である。

### (2) いじめ不登校対策委員会の役割

いじめは、人として決して許されない行為である。しかしながら、どの児童にも、どの学校にも起こり得ることから、学校、家庭、地域が一体となって、一過性ではなく、継続して、未然防止、早期発見、早期対応に取り組む事が重要である。いじめ問題への取り組みにあたっては、学校長のリーダーシップのもと、学校全体で組織的な取り組みを進める必要がある。とりわけ、「いじめを生まない土壌づくり」に取り組む未然防止の活動は、教育活動の在り方と密接にかかわっており、すべての教職員が日々実践することが求められる。

いじめへの対応は、校長を中心とし、共通理解のもと全ての教職員で組織的に行う。またその対応を組織的に行うため、「いじめ不登校対策委員会」を設置する。

## いじめ不登校対策委員会の役割

- 校長、教頭、首席、生徒指導部長と人権教育部長を中心に組織し、実態把握に努める。
- 学校いじめ基本方針に基づく取り組みの実施や具体的な年間計画作成を担う。
- いじめの相談・連絡の窓口としての役割を担う。
- いじめ（の疑い）に関する情報や児童の問題行動などに係る情報の収集と記録、共有を行う。
- いじめ（の疑い）に係る情報があった時は、いじめの情報の迅速な共有、関係児童への事実関係の聴取、指導や支援の体制・対応方針の決定、保護者との連携等の対応を組織的に行う。
- 基本方針の点検や見直し、いじめの対処の課題の検証、必要に応じた計画の見直しなど、PDCAサイクルに照らし合わせた検証等を行う。その際、必要に応じてスクールカウンセラーの活用や関係機関との連携も図る。

## 2. 具体的な取り組み

### (1) 未然防止

いじめ問題において、「いじめが起こらない学級・学校づくり」等、未然防止に取り組むことが最も重要である。そのためには、「いじめは、どの学級にも学校にも起こり得る」という認識をすべての教職員がもち、好ましい人間関係を築き、豊かな心を育て、「いじめを生まない土壌づくり」に取り組む必要がある。児童・保護者の意識や背景、地域・学校の特性等を把握したうえで、年間を通した有効な取り組みを計画・実施する必要がある。また、学校いじめ防止基本方針に基づく取組の実施状況を学校評価の評価項目に位置付け、適切に評価する。

## 主な取り組み

- いじめの態様や特質、原因・背景、具体的な指導上の留意点などについて、校内研修や職員会議等で定期的に確認するなど、平素から教職員全員の共通理解を徹底する。
- 教職員の言動が、児童を傷つけたり、他の児童によるいじめを助長したりすることのないよう、指導の在り方には細心の注意を払う。
- 「発達障がいを含む、障がいのある児童」「海外から帰国した児童や外国人の児童、国際結婚の保護者を持つなどの外国につながる児童」「性同一性障がいや性的指向・性自認にかかわる児童」「新型コロナウイルスに感染した児童または家族が感染した児童」など、特に配慮が必要な児童については、日常的に、当該児童の実態を踏まえた適切な支援を行うとともに、保護者との連携、周囲の児童に対する必要な指導を組織的に行う。
- 様々な場面で「いじめは人間として絶対に許されない」との認識を、学校全体で共有する。
- 教育活動全体を通じて、児童が自分自身は大切にされていると感じ取れる機会を充実させ、自尊感情を高める。また、困難な状況を乗り越える体験活動なども積極的に設定する。
- いじめの問題を児童自身が主体的に考え、児童自身がいじめ防止に関われるような取り組みを推進する。
- 学級や学年、部活動等の人間関係を把握し、一人ひとりが活躍できる集団づくりを推進する。
- 他人の気持ちを共感的に理解できる豊かな心を育み、自他の存在を等しく認め合える態度を養うことで、一人ひとりが居心地の良い集団づくりを推進する。
- いじめについて児童の理解を深め、いじめを防ぐ姿勢を育成する。
- 児童が円滑に他者とコミュニケーションを図れる能力を育む。
- ストレスを他者にぶつけるのではなく、適切に対処できる力を育む。
- 児童がいじめの問題を自分事として捉え、考え、議論することにより、いじめに正面から向き合

い、主体的に行動できるよう、「脱いじめ傍観者教育」等の取組みを通じて、豊かな情操や道徳心、自分の存在と他人の存在を等しく認め、お互いの人格を尊重し合える態度など、心の通う人間関係を構築する能力の素地を養う。

#### 本校における重点項目

- ☆ 道徳教育を充実させ、道徳的判断力の低さから起こるいじめを未然に防ぐ。
- ☆ 鼓笛隊の活動やクラブ活動などに子どもたちが打ち込み、仲間との繋がりを深める活動にする。
- ☆ 異学年交流の取組みを強化し、他者を思いやる心を育む。
- ☆ 児童会活動において、児童の主体的な取組みをしかけていき、自己肯定感、有用感を高める。

### (2) 早期発見

いじめは、早期発見することが、早期解決につながる。早期発見のために、日頃から教職員と児童との信頼関係の構築に努めることが大切である。いじめは、教職員や他人が気づきにくいところで行われ、潜在化しやすいことを認識し、児童の小さな変化を敏感に察知し、いじめを見逃さない姿勢が求められる。また、すべての教職員の間で情報を共有し、保護者と連携して情報を収集することが大切である。外見的にはけんかや言い合いやふざけあい等、対等な関係性の中での出来事のように見えることでも、見えないところで被害が発生している場合もあるため、些細な兆候であっても、いじめではないかとの疑いを持って、早い段階から複数の教職員で的確にかかわりを持ち、事象の背景にある事情の調査を行う。

#### 主な取組み

- 日頃からの児童の見守りや信頼関係の構築等に努め、児童が示す小さな変化や危険信号を見逃さないようアンテナを高く保つとともに、教職員相互で積極的に児童の情報交換・共有を行う。
- 相談窓口の設置や保健室の利用等、児童が日頃からいじめを訴えやすい体制を整備・点検する。
- 定期的なアンケートや懇談を実施することで、いじめの実態把握に取り組む。
- 保護者との信頼関係を構築し連携を密にすることで、家庭における児童の様子の変化を把握する。
- いじめから子どもを守る課、大阪府、文部科学省等の学校外の機関における相談窓口について広く周知する。
- 普段から児童の様子に目を配り、交友関係や悩みをできるだけ把握する。
- 集まったいじめに関する情報は教職員全体で共有する。

#### 本校における重点項目

- ☆ 年3回、「学校生活アンケート」を実施し、よく検証し、発見の手立てとする。
- ☆ 学校教育診断を保護者・子ども・教職員に実施し、それぞれの思いを把握する。
- ☆ 様々な活動を通して1人ひとりに多くの教師が関わることで、相談しやすい環境づくりに努める。

### (3) 家庭や地域との連携

P T Aや地域の各種会議において、いじめの実態や指導方針などの情報を提供し、意見交換する場を設ける。また、いじめの持つ問題性や家庭教育の大切さなどを具体的に理解してもらうために、HP、学校だよりなどによる広報活動を行う。

## 主な取り組み

- 地域の方々と組織的に連携・協働する体制を構築し、取り組みを推進する。
- 学校通信や学年通信、学級通信等により、家庭への情報発信を丁寧に行うことで、学校への理解を深める。
- 家庭訪問や懇談、連絡帳等を通して、家庭との連携を密にし、信頼関係を構築する。
- 住民懇談会等において情報を発信することで、学校に対する理解を深め、学校への協力を得る。
- 地域行事への積極的な参加等を通して、地域住民との交流を深める。
- 校外での児童の様子について、学校へ情報が得られるような体制を構築する。

## 3. 事象が発生した場合の考え方・対応

### (1) 基本的な考え方

いじめの兆候を発見した時は、問題を軽視することなく、早期に適切な対応をすることが大切である。いじめられている児童の苦痛を取り除くことを最優先に迅速な指導を行い、解決に向けて教職員（担任）が一人で抱え込まず、学年及び学校全体で組織的に対応することが重要である。また、いじめの再発を防止するため、日常的に取り組む実践計画を立て、継続的に取り組む必要がある。

### (2) 対応について

#### いじめられている児童の保護者からの訴え

#### 保護者からの訴えを聞いた教職員（担任）の対応

- ・ 決して一人で抱え込むことなく、管理職及び生徒指導担当に報告し、組織的に対応する。
- ・ 当該児童の話を十分に聴く態度に徹し、不安や恐怖等、様々な気持ちを共感的に受け止めながら、安全で安心できる環境を確保し、いじめの事実確認をする。その際、児童の心身の状態、発達段階を十分配慮して行う。

#### 校長の対応

##### 校内緊急体制の構築（いじめ不登校対策委員会）

- ・ 具体的な対応方針を全教職員に示す。
- ・ 指示系統を明確にし、窓口を一本化し、情報は全教職員で共有する。
- ・ 事実確認及び指導記録については、それぞれ聴き取った内容を時系列で整理する等、情報管理を徹底する。

##### 教育委員会への報告・支援要請

- ・ 把握した内容を教育委員会に報告するとともに、事態が終息に至るまで協議連携を行なう。また、児童の状況により大阪府教育委員会に対して「緊急支援チーム」の派遣等の支援を要請する。

##### 関係機関への支援要請

- ・ 児童の生命に関わるような深刻ないじめや、それに発展しかねない事象が生じた場合、子ども家庭センター（児童相談所）、警察等の関係機関との連携を図る。

## 児童への対応

### ① 被害児童への対応

- ・教職員の先入観に基づく指導や、被害の児童に責任を転嫁する指導は、当該の児童の内面をさらに傷つけたり、まわりのいじめを一層助長したりすることになる。教職員は、児童の心の痛みに寄り添う姿勢で接する。
- ・まず「先生があなたをしっかりと守るよ。」という強い思いを伝え、「私は一人ではない。守ってくれる大人や友だちがいる。」という安心感につなげていき、被害児童を見守るように丁寧な対応を行う。

### ② 加害児童への対応

- ・いじめを受けた児童や周囲の児童から聴き取った内容をもとに、正確に事実を確認する。
- ・加害児童にいじめを受けた児童の立場になって、そのつらさや悔しさについて考えさせる。そして、その児童の気持ちに共感しながら、加害児童の行動の改善につなげる。
- ・加害児童の心に迫り、その立ち直りを支援する。
- ・いじめ行為は、相手の人権を侵害するもので、絶対許されるものではなく、いじめを受けた児童に対し、長期にわたり深刻な影響を与える点をおさえ、自らの行為の責任を理解させる。
- ・事実関係について、双方の話が一致しない場合、いじめを受けている児童の訴えを尊重し、対応策を考える。

### ③ 観衆や傍観者になっている児童への対応

- ・はやしたてる「観衆」や、見て見ぬふりをする「傍観者」の存在は、被害者にとっては、いじめによる苦痛だけでなく、孤独感や孤立感をますます強める存在であることを理解させる。
- ・これらの児童へも、必要に応じて学級全体で話し合うなどして、いじめをなくすことの大切さを正しく理解させる。

## 家庭への対応

### ア) 被害児童の保護者への対応

- 家庭訪問をする等、直接面会して話を聴く。
- 相手の思いを正確に受け止めるため、複数の教職員で対応する。
- 事実確認はできるだけ迅速に行い、児童や保護者の訴えに誠実に対応する。
- 今後の対応については、被害児童に対する心のケアや見守り体制等について誠意を持って説明し、「いつまでに、何を、どのようにするのか」という具体的な対応策を明確に示す。

### イ) 加害児童の保護者への対応

- 加害児童を指導するだけでなく、児童理解を基本とした対応をする。
- 家庭訪問をする等、直接面会して話を聴く。
- 聴き取りから整理された事実を正確に伝える。加害児童の「人格」ではなく、いじめという「行為」を問題にしていることを明確に伝える。
- いじめ解決の具体的な指導について、相手方の保護者に理解と協力を求める。保護者と学校の連携・協力の大切さなどを、保護者の思いも傾聴しながら伝える。

## 情報提供

- 必要に応じて、適切な時期に保護者会等を開催し、保護者に状況と学校の指導方針を説明し、学校と保護者が協力して児童を支える体制をつくる。

## ネット上のいじめへの対応

- ネット上の不適切な書き込み等については、被害の拡大を避けるため、速やかに行為者を特定し、削除するよう指導するなどの措置を取る。ただし、不適切な書き込み等を確認した場合、必ず削除前に当該書き込み等の状況を保存する。(関連ウェブサイトや電子メール、SNSでのメッセージの印刷および保存を行う。携帯電話やスマートフォンの場合はスクリーンショット等による画面の保存を行う等。これらの方法による保存が困難な場合は、画面を表示した状態の機材全体を撮影して保存する。)

### (3) いじめ解消の定義

いじめは、単に謝罪をもって安易に解消することはできない。いじめが解消している状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要がある。ただし、これらの要件が満たされている場合であっても、必要に応じ、他の事情も勘案して判断するものとする。

#### ①いじめに係る行為が止んでいること

被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）が止んでいる状態が相当の期間継続していること。この相当期間は、少なくとも3カ月を目安とする。ただし、いじめの被害の重大性からさらに長期の期間が必要であると判断される場合は、この目安にかかわらず、教育委員会又は学校の判断により、より長期の期間を設定するものとする。

#### ②被害者が心身の苦痛を感じていないこと

・いじめが解消しているかどうかを判断する時点において、被害者がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。学校は、いじめが解消に至っていない段階では、被害者を徹底的に守り通しその安全・安心を確保する責任を有する。

・学校及び教職員は、いじめが解消されたように見える場合においても、時間をおいて再発する場合やより巧妙に見えにくく行われている場合があることを認識し、当該子どもへの継続的な指導やケアはもとより、保護者の心情を理解し、必要に応じて専門家による行動観察を行い、内面把握に努める。また、学級・学年・学校全体に対しても継続した指導を行うことが必要である。

### 4. 重大事態への対処について

- 重大事態と考えられる事案が発生した際には、八尾市いじめ防止基本方針に基づき、直ちに教育委員会に報告し、適切に連携し対応する。

## 5. 年間計画

4月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 家庭訪問</li> <li>・ 対面式（集団づくり）</li> <li>・ 学級組織づくり（集団づくり）</li> <li>・ いじめ不登校対策委員会</li> </ul>	10月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 運動会（集団づくり）</li> <li>・ パラリンピックキャラバン（車いすバスケット）</li> <li>・ いじめ不登校対策委員会</li> <li>・ 修学旅行（集団づくり）</li> <li>・ 道徳（視覚障がい者とともに）</li> </ul>
5月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ ひまわり学級交流会</li> <li>・ いじめ不登校対策委員会</li> <li>・ 校外学習（集団づくり）</li> <li>・ 授業参観・学級懇談会</li> <li>・ 脱いじめ傍観者教育</li> </ul>	11月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 学校生活アンケート</li> <li>・ 教育相談</li> <li>・ じんけん作品発表会</li> <li>・ 音楽会（集団づくり）</li> <li>・ いじめ不登校対策委員会</li> <li>・ 校外学習</li> </ul>
6月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 人権作品づくり</li> <li>・ 学校生活アンケート</li> <li>・ 子どもまつり（集団づくり）</li> <li>・ 教育相談</li> <li>・ いじめ不登校対策委員会</li> </ul>	12月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 学級活動（振り返り）</li> <li>・ いじめ不登校対策委員会</li> <li>・ 個人懇談</li> <li>・ 道徳（国際理解）</li> <li>・ カルタ大会（集団づくり）</li> </ul>
7月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 学級活動（振り返り）</li> <li>・ いじめ不登校対策委員会</li> <li>・ 個人懇談</li> <li>・ 林間学舎（集団づくり）</li> <li>・ 道徳（いのちの誕生）</li> </ul>	1月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 道徳（男女共生）</li> <li>・ 道徳（障がい者理解）</li> <li>・ いじめ不登校対策委員会</li> <li>・ 二分の一成人式（集団づくり）</li> </ul>
8月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 職員研修（いじめ対応）</li> <li>・ いじめ不登校対策委員会</li> </ul>	2月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 学校生活アンケート</li> <li>・ 教育相談</li> <li>・ いじめ不登校対策委員会</li> <li>・ 校外学習（集団づくり）</li> <li>・ 大縄大会（集団づくり）</li> </ul>
9月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 運動会にむけて（集団づくり）</li> <li>・ 道徳（障がい者理解）</li> <li>・ いじめ不登校対策委員会</li> </ul>	3月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 学級活動（振り返り）</li> <li>・ いじめ不登校対策委員会</li> <li>・ 卒業式にむけて（集団づくり）</li> <li>・ お別れ会（集団づくり）</li> <li>・ 卒業式（集団づくり）</li> </ul>